

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第13号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																
別表第1 級別標準職務表（第3条関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1)・(2) [略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> エ [略] オ 研究職給料表級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2級</td><td>主任専門研究員の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> カ [略] キ 医療職給料表(2)級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1)・(2) [略] (3) <u>歯科衛生士、歯科技工士又は理療士</u> <u>(以下「歯科衛生士等」という。)</u>の職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>(1) [略] (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は<u>歯科衛生士等</u>の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>(1) [略] (2) 主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、<u>主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任理療士</u></td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	1級	(1)・(2) [略]	[略]		職務の級	標準的な職務	[略]		2級	主任専門研究員の職務	3級	(1)・(2) [略] (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務	[略]		職務の級	標準的な職務	1級	(1)・(2) [略] (3) <u>歯科衛生士、歯科技工士又は理療士</u> <u>(以下「歯科衛生士等」という。)</u> の職務	2級	(1) [略] (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は <u>歯科衛生士等</u> の職務	3級	(1) [略] (2) 主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、 <u>主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任理療士</u>	別表第1 級別標準職務表（第3条関係） ア・イ [略] ウ 教育職給料表(1)級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1)・(2) [略] (3) <u>総合教育センターの研修助手の職務</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> エ [略] オ 研究職給料表級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>2級</td><td><u>主査専門研究員又は主任専門研究員</u>の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う<u>主査専門研究員又は主任専門研究員</u>の職務</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> カ [略] キ 医療職給料表(2)級別標準職務表 <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1級</td><td>(1)・(2) [略] (3) 理療士の職務</td></tr><tr><td>2級</td><td>(1) [略] (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は<u>理療士</u>の職務</td></tr><tr><td>3級</td><td>(1) [略] (2) <u>主査薬剤師、主査獣医師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士若しくは主査理療士</u>又は主任薬剤師、主任獣医師、</td></tr></tbody></table>	職務の級	標準的な職務	1級	(1)・(2) [略] (3) <u>総合教育センターの研修助手の職務</u>	[略]		職務の級	標準的な職務	[略]		2級	<u>主査専門研究員又は主任専門研究員</u> の職務	3級	(1)・(2) [略] (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う <u>主査専門研究員又は主任専門研究員</u> の職務	[略]		職務の級	標準的な職務	1級	(1)・(2) [略] (3) 理療士の職務	2級	(1) [略] (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は <u>理療士</u> の職務	3級	(1) [略] (2) <u>主査薬剤師、主査獣医師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士若しくは主査理療士</u> 又は主任薬剤師、主任獣医師、
職務の級	標準的な職務																																																
1級	(1)・(2) [略]																																																
[略]																																																	
職務の級	標準的な職務																																																
[略]																																																	
2級	主任専門研究員の職務																																																
3級	(1)・(2) [略] (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う主任専門研究員の職務																																																
[略]																																																	
職務の級	標準的な職務																																																
1級	(1)・(2) [略] (3) <u>歯科衛生士、歯科技工士又は理療士</u> <u>(以下「歯科衛生士等」という。)</u> の職務																																																
2級	(1) [略] (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は <u>歯科衛生士等</u> の職務																																																
3級	(1) [略] (2) 主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、 <u>主任歯科衛生士、主任歯科技工士又は主任理療士</u>																																																
職務の級	標準的な職務																																																
1級	(1)・(2) [略] (3) <u>総合教育センターの研修助手の職務</u>																																																
[略]																																																	
職務の級	標準的な職務																																																
[略]																																																	
2級	<u>主査専門研究員又は主任専門研究員</u> の職務																																																
3級	(1)・(2) [略] (3) 高度の知識経験に基づき困難な研究を行う <u>主査専門研究員又は主任専門研究員</u> の職務																																																
[略]																																																	
職務の級	標準的な職務																																																
1級	(1)・(2) [略] (3) 理療士の職務																																																
2級	(1) [略] (2) 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は <u>理療士</u> の職務																																																
3級	(1) [略] (2) <u>主査薬剤師、主査獣医師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士若しくは主査理療士</u> 又は主任薬剤師、主任獣医師、																																																

	の職務 (3) [略] (4) 特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は <u>歯科衛生士等</u> の職務
4級	(1) [略] (2) 困難な業務を行う主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任作業療法士の職務
[略]	

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	(1)～(3) [略] (4) 主任保健師又は主任看護師（以下「主任保健師等」という。）の職務
4級	(1)・(2) [略] (3) 相当高度の知識経験を必要とする主任保健師等の職務
[略]	

	主任栄養士、主任診療放射線士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士若しくは主任理療士の職務 (3) [略] (4) 特に困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は <u>理療士</u> の職務
4級	(1) [略] (2) 困難な業務を行う主査薬剤師、主査獣医師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査理学療法士若しくは主査作業療法士又は主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士若しくは主任作業療法士の職務
[略]	

ク 医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
[略]	
3級	(1)～(3) [略] (4) <u>主査保健師若しくは主査看護師</u> 又は主任保健師若しくは主任看護師（以下「主査保健師等」という。）の職務
4級	(1)・(2) [略] (3) 相当高度の知識経験を必要とする主査保健師等の職務
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。